

令和5年6月12日

## 第3回

# 玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

## 令和5年度第3回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月12日(月) 午後1時30分～午後2時00分
2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A
3. 出席委員(10名)

会 長	1 番	山野信也		
会長職務代理者	7 番	鬼塚忠正		
委 員	2 番	永田麻衣	3 番	坂口政文
	5 番	清田伸一	8 番	清田 勇
	10 番	小山省三	11 番	松本正利
推進委員		古財一治		
4. 欠席委員(1人) 6番 上田佳子
5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4	議案第3号 その他
6. 農業委員会事務局職員

局長補佐	奥村佳織
事務局	中嶋一成

## 7. 会議の概要

事務局

ただ今から、令和5年度玉東町農業委員会第3回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

山野会長

挨拶

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は~~全員出席のため~~(8名で過半数を満たしておりますので)、総会が成立していることを報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。

議長（山野）

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。

議事録署名委員は5番清田伸一委員、7番鬼塚委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の中嶋さんを指名します。

よろしくお願いします。

つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明を求めます。

事務局

= 3頁、議案第1号について議案書をもとに朗読=  
それでは詳細について説明いたします。

譲受人は、現在、玉名市のアパートに妻と子ども3人の5人で暮らしており、子どもの成長とともに現在の住まいでは狭さを感じるようになり、将来のことも見据え住宅の建築を考えており今回、売買の契約が成立したため住宅用地として申請されるものです。

申請地は3ページをご覧ください。農地区分は役場から300m以内にある農地で第3種農地と判断します。なお、第3種農地の転用申請は原則許可となっております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。  
小山委員

10 番（小山） 説明があったとおり周りには住宅が建っておりますので、問題ない  
と思います。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明が  
ありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（古財） 現地を確認しましたが、特段問題はありません。

議長（山野） ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑は  
ありませんか。

3 番（坂口）。  
委員 ここは道路の拡幅があっているようですが、いつ頃出来るのですか  
道路の拡幅ではなく、歩道が出来る予定です。

議長（山野） 無いようですので、採決を行います。議案第 1 号について、承認さ  
れる方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第 1 号は、承認されました。  
続きまして、日程第 3、議案第 2 号農地利用集積計画の決定につ  
いてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 4 ページです。（朗読）  
5 ページです。議案第 2 号につきましては、農業経営基盤強化促  
進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、玉東  
町長から令和 5 年 5 月 25 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求  
められているところでございます。

6 ページをご覧ください。（総括表の説明）  
7 ページをご覧ください。

事務局

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃借権が3件です。面積は、田が4筆で5,524㎡、樹園地が2筆で6,211㎡です。合計の6筆で11,735㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上です。

議長（山野）

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長（山野）

無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については、（案）のとおり決定いたします。

議長（山野）

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

・令和5年田畑売買価格等に関する調査について

議長（山野）

皆様からありませんか。

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時00分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年6月12日

玉東町農業委員会会長

㊟

5番委員

㊟

7番委員

㊟

\_\_\_\_\_